

オーシャンズ国際サポートセンター 入学手続き条件書（一般用）

（お申込みの前に必ずお読みください）

お申込み/入学手続き取扱契約

お申込み希望者は、本条件書に承諾の上、オーシャンズ国際サポートセンター（株）（以下「当社」）に対し、本条件書に含まれる各種サービスを申し込みます。当社はお申込みの方（以下「申込者」）の依頼に沿って海外の語学学校・専門学校・大学などの教育機関（以下「教育機関」）及び各種プログラム（以下「プログラム」）への入学・参加手続き代行を取り扱うものであり、申込者の希望する教育機関への入学・課程終了・資格取得などを保証するものではありません。教育機関での研修内容は各教育機関が運営し提供するものであり、当社がサービスの提供を行うものではありません。教育機関への入学条件は本条件書による他、それぞれの教育機関の条件書に基づきます。

お申込み/入学手続きに関して

- 当社の入学手続き申込書（または入学申込フォーム）に必要事項を記入し、署名、捺印の上、ご提出ください（18歳未満の方は保護者の方の署名・捺印が必要です）。
- お申込金（22,000円）は、当社にご持参もしくはお振込みいただくか、または現金書留にてご郵送下さい（*申込金は授業料やプログラム費用の一部となります）。上記2点を当社が確認した日が正式な申込日となり、当社が申込者の申込みを承諾した時点で申込者と当社との間で入学・参加手続き代行に関する契約（以下「本契約」）が成立するものとします。
- 留学費用の請求時の換算レートは、請求日の三菱UFJ銀行のTTSレートに5%加算した社内レートを適用させていただきます。
- ビザ申請サポートを学校申込み前に希望される場合、プログラム費用は、学校入学手続き時の請求日の社内レートを適用させていただきます。

費用のお支払い

学校入学手続き及び滞在先手配開始後に、授業料、ホームステイ代、各種プログラム料、海外送金手数料などの費用（申込金を差引いた額）を請求させていただきます。請求書の金額をご確認の上、当社の発行する請求書に指定された期日までに費用全額をお支払い下さい。原則、領収書は発行致しませんので、銀行の振込明細書控えとしてご使用下さい。
注）教育機関がホリデー中の場合や現地教育機関の担当スタッフが不在の場合は請求書の発行が遅れる場合もございますので、ご了承下さい。

無料入学手続きサービスに含まれるもの

当社が行う無料サービスは以下の通りです。

- 海外の教育機関の紹介及び海外生活や留学等に関する情報提供
- 語学学校への入学手続き代行
- ビザ申請サポート（オーストラリアの学生/ワーキングホリデービザ及びニュージーランドの学生/ワーキングホリデービザ等）*ビザ申請サポートは、ビザの取得を確約するものではありません。
- 滞在先・空港出迎えのご案内（教育機関により手配料がかかります）
- 海外旅行保険加入手続き案内

お申込みのキャンセル規定と返金

申込者のご都合により、申込日以降にキャンセルする場合、以下の規定が適用されます。

取消日	取消手数料
お申込日から起算して8日目まで *ただし（口）、（ハ）の場合を除く	取消料なし（注1）
（口）お申込日から起算して9日目以降で渡航予定日の前日から起算して61日前まで	22,000円+留学キャンセル実費（注2）
（ハ）渡航予定日の前日から起算して60日目にあたる日から渡航予定日前日まで	55,000円+留学キャンセル実費（注2）
（二）渡航日以降	コース費用全額

- （注1）留学先の教育機関、現地サポートオフィスにおいてキャンセル料が発生する場合がございます。その際は、当社より申込者にご請求させていただきます。（注2）留学キャンセル実費とは、留学先や滞在先、現地サポートオフィスなどのキャンセル規定により申込者が負担しなければならない費用を指します。
- 渡航日以降の授業の短縮、取消しの場合、原則として払い戻しは行っておりません。但し、特別な事情により、留学先から返金があった場合には、留学先から返金を確認された後、返還するものといたします。
 - キャンセルにより現地教育機関から返金される場合の換算レートはお申込時のレートとは異なります。
 - 申込者の個人的理由でビザが取得できなかった場合のキャンセルにも上記の規定が適用されます。
 - 現地にて、学校やコースの変更またはコース期間の短縮をした場合は、上記の規定が適用されます。

お申込み内容の変更規定

申込者のご都合により、申込日以降にお申込みの内容を変更する場合の規定は以下の通りになります。既に現地教育機関への授業料等の海外送金が済んでいる場合、別途送金が必要な時は海外送金手数料（6,000円）をご請求させていただきます。

日程・内容の変更

同一教育機関・学校・コースでの変更日	変更手数料
お申込日から起算して8日以内の変更	無料
同9日目以降の変更（1回につき）	5,500円

注）お申込後のコース期間の短縮についてはキャンセル規定を参照ください。

●教育機関の変更

お申込後直ちに教育機関への手続きが開始されますので、個人的な理由により教育機関を変更する場合は、前項の「キャンセル規定」が適用されます。

●コース開始日の延期

最初にお申込頂いたコース開始日から2ヶ月以上先の開始日に延期される場合は、為替レートの変動や授業料等の変更により別途料金をご請求させていただきます。

当社からの解除

申込者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本契約を解除できるものとします。

- 1 申込者が虚偽の申告をしたとき。
- 2 病気その他の事由により、申込者がプログラムを続行できないと当社が判断したとき。
- 3 申込者またはその関係者が、他の方に迷惑を及ぼし、もしくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき、またはその可能性が極めて高いとき。
- 4 天災地変、戦乱もしくは暴動、運輸機関等の事故または争議行為、官公庁の命令その他当社の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、または不可能になる可能性が極めて高いと当社が判断したとき。
- 5 申込者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき。
- 6 申込者が長期にわたり連絡不能または所在不明となったとき。
- 7 申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき。

前受金の保全に係る基準について

- 当社は出発日の90日前までは、申込者に受入機関への授業料等（制度上期日が定められているビザの発行等に係わる場合を除く）のお支払いを請求していません。

注意事項

- 現地到着後、学校またはホームステイ先において申込者に問題がありプログラムを継続できないと判断した場合、退学または帰国を勧告される場合があります。なお、その際の旅費等の費用は全て申込者負担となります。
- ビザは全て移民局の審査により申込者に発給されるものであり、当社のビザ申請サポート及びビザ案内はビザの取得を保証するものではありません。また、ビザの規定や条件は申込者の国籍、ビザを取得しようとする国によって異なります。ビザに関する管理はビザ申請サポートを利用する場合と自己申請する場合とにかかわらず全て申込者の責任となります。
- 申込者が当社に提出する「入学手続き申込書」をもって、各教育機関に対する入学申込書及びホームステイ先などへの滞在先手配申込書とさせていただきます（教育機関などにより別途ご署名を頂く場合がございます）。
- 出発後、申込者とご家族が互いに緊急連絡を取る必要が生じた場合、当社でお申込みの教育機関に在学中または現地サポートをお申込の方に限り、サポート有効期間中につきましてはお取次ぎを致しております。但し、申込者が当社及び現地スタッフ・教育機関に連絡先を知らせていない場合に関してはお取次ぎをお受けすることができません。

免責事項

以下の場合、当社は一切の責任を負いませんのでご了承下さい。

- 申込者の都合で、当社からのご案内期日までに入学申請に必要な書類を提出できなかったため、入学が不可能となった場合。
- 現地教育機関のコースが定員に達して入学が許可されない場合または教育機関の都合によりコースが開講されない場合。
- 現地教育機関の都合により、学校が閉鎖され、または受入条件・研修内容・滞在先・費用などが予告なく変更された場合及び現地教育機関側のミスによるトラブルが発生した場合。
- 現地教育機関による滞在先の手配が希望通りに行われない場合。
- 申込者の都合で、パスポートもしくはビザの取得が出来なかったか、またはこれらを紛失したために出発できなかった場合。
- 申込者の都合で、入国を拒否された場合。
- 地震などの天災地変、テロ、戦乱、伝染病等のやむを得ない事由によって入学手続きがコース開始日に間に合わなかった場合。
- 現地生活における事故、障害、死亡、食中毒、所持品の紛失や盗難・損害、その他申込者が滞在国内の法律や教育機関の規則に反しトラブルを起こした場合。なお、当社は、個人的なトラブル、ホームステイ・寮内での一切のトラブルについて責任を負いかねます。
- 官公庁の命令、出入国規制もしくは伝染病またはこれらのために生じる日程や内容等に変更もしくは中止が発生した場合。
- 輸送機関の遅延不通またはこれによって接続便の変更、日程、内容もしくは期間の短縮が生じた場合。

参加者の責任

参加者の故意または過失によって当社その他の第三者が損害を被ったときは、参加者及び保護者はその損害を賠償する責任を負います。病気を原因として参加者が留学に耐えられない状況において、当社がプログラムの継続を不可能と判断し、または学業成績の不良を原因として申込者が学校を退学処分となったときは、参加者は、速やかにプログラムを離れ、日本国内に帰国するものとし、それらに関わるすべての費用は、参加者及び保護者が負担するものとします。